

令和2年第18回 全員協議会要点記録

日時 令和2年11月11日 9:30～9:55

出席者 議員9名

町長、副町長、阿部総務財政課長、大川企画課長、輪島施設課長、
齊藤議会事務局長

議件:(1) 寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査
への応募に関する住民投票条例制定について

議長	<p>あいさつ。 議件(1)について説明願います。 総務財政課長。</p>
阿部課長	<p>おはようございます。 それでは、本日の臨時議会に提案いたします議案第1号に係る地方自治法の規定の手続き及びこれまでの経過について、別紙の資料に沿って御説明いたします。 はじめに、令和2年10月1日に住民投票条例に係る条例の制定請求者、お一人の方から代表者証明書の交付申請がありましたので、同日に町選挙管理委員会にこの代表者が選挙人名簿に登録されていることの確認を依頼し、町選挙管理委員会から10月2日に選挙人名簿に登録されていることの回答を得ましたので、同日に請求代表者に選挙人名簿に登録されていることの証明書を交付し、その旨を告示いたしました。 署名収集については、証明書交付日の10月2日から開始できますので、収集期間を10月2日から11月2日までの1月間としております。 署名については、町選挙管理委員会に10月7日に提出され、町選挙管理委員会は審査期間を20日以内としており、10月14日に同委員会を開催しまして、署名の有効、無効の審査を行い、審査した署名簿を翌10月15日から7日間、10月21日まで、縦覧に供し、この間、異議の申し出がなかったことから、10月22日に町選挙管理委員会を開催し、署名数222人、うち有効署名が217人、無効署名が5人であることを決定しました。 なお、有効署名数は地方自治法第74条第1項に規定する必要な署名数51人を上回っております。 そして、次のページですが10月23日に、町選挙管理委員会は、請求者に署名簿をお返しし、同日に条例制定請求者から町長にその返付した署名簿、条例制定請求書、条例制定案を添えて、提出されましたので受理し、その旨の告示を行っております。 告示後、議会の招集は20日以内として、期限は11月12日と定め</p>

議長	<p>られておりますので、11月6日に議会の招集告示を行い、本日11日の議会の招集となりました。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>どなたか質疑ありますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、議件(1)は終わります。</p>
----	--

寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する
文献調査への応募に関する住民投票条例の直接請求の経過について

【直接請求の手続き これまでの経過】

期 日	内 容
令和2年10月1日	<p>条例制定請求代表者から町長に代表者証明書の交付申請がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者数 1人
	<p>町長は、請求代表者が寿都町選挙人名簿に登録されていることを、町選挙管理委員会へ確認依頼しました。</p>
令和2年10月2日	<p>町選挙管理委員会委員長は、請求代表者が寿都町選挙人名簿に登録されていることを確認し、町へ確認の回答をしました。</p>
	<p>町長は、請求代表者が寿都町選挙人名簿に登録されていることを確認し、条例制定請求代表者証明書を交付し、その旨を告示しました。</p>
令和2年10月2日から 令和2年11月2日まで	<p>条例制定請求代表者による署名収集期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署名期間 1か月以内（11月2日まで）
令和2年10月7日	<p>条例制定請求代表者から町選挙管理委員会に、署名簿が提出されました。町選挙管理委員会は、提出された署名簿の審査を開始しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査期間 20日以内（10月27日まで）
令和2年10月15日	<p>町選挙管理委員会は、署名簿を縦覧に供する期間及び場所について告示しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦覧場所：寿都町選挙管理委員会事務局 (寿都町字渡島町140番地1) ・縦覧期間：令和2年10月15日から令和2年10月21日まで（7日間） ・縦覧時間：午前8時40分から午後5時25分まで
令和2年10月22日	<p>町選挙管理委員会は、署名簿を審査し署名の効力について決定しました。</p> <p>署名簿に署名し、印を押した者の総数： 222人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効署名の総数： 217人 ・無効署名の総数： 5人 ・必要署名者数： 51人（選挙権を有する者の総数の50分の1以上）

期 日	内 容
令和2年10月23日	町選挙管理委員会は、署名簿を条例制定請求代表者に返付しました。
	条例制定請求代表者から署名簿を添えて条例制定請求書の提出があり町長はこれを受理し、その旨を告示しました。
令和2年11月6日	町長は、条例制定の請求を受け第4回町議会臨時会を招集する旨を告示しました。 ・招集期間 20日以内（11月12日まで）
令和2年11月11日	第4回町議会臨時会